

北九州市発達障害者支援地域協議会実施要領

(目的)

第1条 この要領は、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年）の第19条の2の規定に基づいて開催する、北九州市発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定める。

(協議内容)

第2条 協議会は、発達障害のある人が乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた「切れ目ない」支援のもと、自分らしさを大切にしながら安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう次の事項について協議する。

- (1) 地域支援体制の構築に関する事
- (2) ライフステージを通じた支援に関する事
- (3) その他発達障害のある人への支援に関する事

(構成員)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 当事者団体
- (6) 上記の他、発達障害のある人の地域生活を支援するうえで必要と認められる者

(座長・副座長)

第4条 協議会に座長・副座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総務し、協議会を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。

(部会)

第5条 特定の課題検討や調査研究を目的として、部会を設置することができる。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、所属する部会構成員の互選によってこれを定める。
- 3 部会長は、属する部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。
- 5 部会は部会長が招集する。
- 6 部会長は、座長となり、議事を進行する。
- 7 必要に応じて、各部会長による調整会議を実施する。

(事務局)

第6条 協議会及び部会を円滑に開催するために保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課に事務局を設置する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の開催について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。